

◎新潟県告示第909号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン（通称名：Deschloro-N-ethylketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE）及びその塩類
- (2) メチル=2-〔1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド〕-3, 3-ジメチルブタノアート（通称名：5F-MDMB-PICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年8月23日